２０１６年７月１１日

関係団体担当者各位

国土交通省海事局船舶産業課

平成２７年度　ものづくり・商業・サービス新展開補助金【第２次募集】について

標記について、中小企業庁より下記のとおり、「ものづくり補助金」の２次公募を開始する旨の連絡がありましたので、関係者への周知方お願いします。

　　　　　　　　　　　　　　　記

７月８日より、「平成２７年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金事業計画書（２次公募）」が開始されました。募集期間は、７月８日～８月２４日です。

<http://www.chuokai.or.jp/josei/27mh/27mh_koubo-2nd.html>

　中小企業等経営強化法に基づき経営向上計画の認定を受けた事業者は、同補助金の審査において加点の対象となります。

　同補助金の公募要領等の関係資料と、加点を受けるにあたっての注意事項について、各地域の中小企業団体中央会にて公表しました。

　各申請者が加点を得るにあたっての要点は以下のとおりです。（「公募要領」１５ページ参照）

○補助金の申請時に、経営力向上計画の認定書の写しを提出すること

○補助金の申請時に認定書の写しが間に合わない場合には、

・補助金の応募申請までに、経営力向上計画の認定申請書が、中小企業経営強化法の各事業分野の提出先に受理されること

・補助金の応募申請時に、経営力向上計画の認定申請書の写しを添付すること

・認定を受けた後、９月２８日（水）当日消印有効で、中小企業団体中央会地域事務局宛に認定書の写しを提出すること

本補助金につきましては、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けています場合には、加点措置が受けられます。（申請額が予算額を超過した場合に、採択確率が上がります。）

以上